

第22期第30回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和6年5月30日（木） 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

資料1

(2) その他

・海区漁業調整委員の選任について（説明）

資料 1

(22-30 筑前漁調委)
(令和6年5月30日)

6水第508号

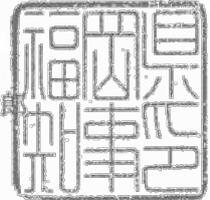
令和6年5月21日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

漁業法において、都道府県知事は国から定められた都道府県別漁獲可能量について、都道府県資源管理方針に即して知事管理漁獲可能量を定めることとされています。

令和6年7月1日より、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の令和6管理年度が始まることを受け、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する知事管理漁獲可能量を定めたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定及び変更について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・ 知事は、福岡県資源管理方針に即して、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・ 今般、令和6年7月1日より令和6管理年度が開始される「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理漁獲可能量を定めることについて、法第16条第2項の規定※に基づき筑前海区漁業調整委員会に諮問を行うもの。

※法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとする（変更しようとする）ときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。

【知事管理漁獲可能量の設定について】

- ・ 「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」については、福岡県資源管理方針より、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分することとしている。
- ・ 今回、本県に定められた「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の都道府県別漁獲可能量は「現行水準」であることから、福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する数量を「現行水準」と定めたい。

表 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	令和6管理年度	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量		備考
			知事管理区分	配分数量	
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	7/1～6/30	現行水準	<u>福岡県まさば及びごまさば知事管理区分</u>	<u>現行水準</u>	漁業法第16条第1項に基づく知事管理漁獲可能量の設定

告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた 都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
まさば対馬暖流系群及び ごまさば東シナ海系群	現行水準	福岡県まさば及びご まさば知事管理区分	現行水準

福岡県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群			
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	現行水準	0.78%	1,372
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群 A 海域			
ずわいがに日本海系群 B 海域			
ずわいがに北海道西部系群			

ずわいがにオホー ツク海南部			
まだら本州太平洋 北部系群			
まだら本州日本海 北部系群			
まだら北海道太平 洋			
まだら北海道 日本海			

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まさば及びごまさば知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664 隻日